

グルメショー春2027出展支援業務委託 仕様書

1 委託事業

グルメショー春2027出展支援業務委託

2 委託事業の目的

県内食品事業者の展示商談会への出展支援等を行い、県産品に興味を持つバイヤー等に関する詳細な情報収集と、そのデータを活用した販路開拓を図る。

3 委託業務の概要

(1) 展示商談会への出展支援等とブース運営

① 出展支援

ア) 「県産食材マッチング商談会2026」出展事業者から県が選定した6者について、大都市圏で開催される展示商談会「グルメショー春2027」への出展支援を行うこと。

イ) 1者当たりの出展枠は、半小間とする。(6者で3小間とする。)

② ブースの運営

ア) ①のためのブース運営を行うこと。

イ) ブースには常時専従の人員を配置することとし、ブースの装飾や設置工事、ブース運営方法等については、県及び関係機関と協議の上、決定すること。

ウ) 出展に際して必要となる販促資材及び商品の説明資料等については、出展事業者が準備することとし、受託者は出展事業者に対してその旨を十分に説明すること。

エ) 出展に係るブース設営撤去等に要する経費(テーブル・椅子等の什器レンタル代、ブースサイン、電気工事費等)は出展事業者負担とする。(1者当たり税込5万5千円を想定。)

オ) 事前に出展者説明会を開催し、出展にあたっての留意事項、搬入出の手順、スケジュール等の周知徹底を図ること(対面開催の他、オンライン形式での実施も可)。

カ) 試食用調理等に対応するため、共用水道を設置・確保すること。

(2) データ収集およびフォローアップ調査の実施

① ブース来訪者(バイヤー等)データの収集

ア) ブース運営に際し、来訪者のデータを収集すること。収集するデータは、来訪者氏名、企業名、企業所在地、来訪者連絡先(電話番号、メールアドレス)、業種・職種、来訪目的等を想定するが、県と改めて協議の上、決定すること。

イ) ブース運営終了後は、収集したデータを県が管理するデータベースへのインポートが可能な形式での「ブース来訪者リスト」として取りまとめ、業務完了報告書に添付すること。

② 出展事業者へのフォローアップ調査の実施

- ア) 展示商談会終了後、出展事業者（６者）に対し、出展効果や商談成果等を把握するためのアンケート調査（フォローアップ調査）を実施すること。
- イ) 調査項目は、名刺獲得数、商談件数、継続商談件数、成約件数（見込を含む）、出展に関する満足度・意見等を想定するが、詳細は県と協議の上、決定すること。
- ウ) 集計・分析した調査結果は「フォローアップ調査結果報告書」として取りまとめ、業務完了報告書に添付すること。

4 その他留意事項

諸事情により委託内容の変更が予想される場合は、その都度、県と協議の上、決定するものとする。

5 契約に関する条件等

（１）契約金額

委託経費には、本仕様書に基づく経費一切を計上すること。

なお、運営に当たっては、できる限り低コストで効果の高い内容となるようにすること。具体的な経費や内訳は、契約候補者決定後に県と協議の上決定すること。

（２）権利の帰属等

- ① 本業務の遂行において作成された成果物に関する著作権は、原則として県に帰属するものとする。
- ② 県は、受託者が作成した成果品を無料かつ独占的に使用できるものとする。
- ③ 受託者は県の承諾なしに、最終成果品を他に流用することができないものとする。

（３）機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。

（４）関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

（５）委託業務に関する協議等

- ① 業務の遂行に当たっては、県はもとより、関係者等との打ち合わせなども適宜実施することとし、業務経過を必要に応じて随時報告すること。
- ② 委託費の執行にあたっては、適正な事務処理を行うこと。
- ③ 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して定めるものとする。

6 委託期間

契約締結の日から令和９年３月１９日までとする。